

一般廃棄物処理業許可証

住 所 河東郡鹿追町鹿追北5線2番地23
 氏 名 有限会社 健勝重建
 代表取締役 相澤 政則 様

令和6年8月9日付けで申請のあった一般廃棄物処理業については廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可をします。

事業の範囲	収集・運搬・中間処理・最終処分の別	収集・運搬
	取り扱う一般廃棄物の種類	木くず（剪定木・流木）、スキ取り物（ボサ）、伐根物
営業所の所在地及び名称		河東郡鹿追町鹿追北5線2番地23 有限会社 健勝重建
許可期間		令和6年 9月 1日から 令和8年 8月 31日まで
一般廃棄物の収集を行うことができる区域		士幌町内一円
許可条件	収集した廃棄物の搬入場所	河東郡鹿追町鹿追北5線2番地12 有限会社健勝重建 処理施設
	その他の	事業実施に当たって各種関連法規及び士幌町長の指示する事項を遵守すること。 士幌町の許可車であることを表示すること。

令和6年8月14日

士幌町長 高木 康 弘

